

## 第 39 回接続委員会

日 時 平成 29 年 1 月 19 日 (木) 11:00~11:55  
場 所 総務省 10 階 共用 10 階会議室  
参加者 接続委員会 相田主査、酒井主査代理、池田委員、佐藤委員、関口委員、  
総務省 巻口電気通信事業部長、竹村事業政策課長、  
藤野料金サービス課長、内藤料金サービス課企画官、  
川野料金サービス課課長補佐

### 【議事要旨】

- ・ 第二種指定電気通信設備接続料規則の一部改正について
  - 総務省から資料説明が行われた後、報告書（案）について、調査・検討が行われた。
  - 報告書（案）のうち、意見に対する考え方の一部を修正した上で、電気通信事業部会に報告することとなった。

### 【主な発言等】

#### （佐藤委員）

$\beta$  を計算する上で、「事業者の財務状況に係るリスク」はアンレバー・リレバーにより勘案し、「移動電気通信事業に係るリスク」については、個々の企業ではなく、電気通信事業としてのリスクを測るということだと思う。ここで、事業者や親会社の株価に電気通信事業以外のリスクも入っていることがあるので、最も電気通信事業の比率の高い NTT ドコモをベースとするという事務局の説明はもっともだと思う。

また、 $\beta$  の上限値を 1 とすることについては、他の産業と比べて移動通信事業はリスクが低いので、 $\beta$  が平均の 1 より低いのは当然だと思う。一方、公益企業は規制されて利益率は低いですが、携帯電話は、利益率自体は高い。事務局から、国民がみんな持っていて安定性があるという説明があったが、これはユーザー料金にも係る説明となっているように思う。私は、接続に係る事業は事業リスクが低く、きちんと投資した分回収できるので、そこで儲けるものではないと考えている。今回は接続料なので、必需性が高いという以上に、接続なのでというところを説明するのがいいと思う。

#### （関口委員）

今回の見直し案では移動通信事業の比率の高いドコモを用いているが、各社ともこれから IoT に邁進していくので、事業構成は意外に早いスピードで変わると思う。

佐藤先生がおっしゃったように、接続では投資を回収することが重要で、リスクな事業ではない。そのことは、 $\beta$  の上限値を 1 とすることで表していると思う。

#### （池田委員）

携帯電話は生活必需品になっていて解約されにくいとの事務局の説明だったが、今は MVNO との競争があるのではないか。今回はその話ではなくて、電波の希少性により、

割り当てを受けて事業ができる人が限られているということを書いたほうが、事業リスクが低いという説明としてはいいと思う。

また、投資インセンティブが配慮されていないという意見もあったが、適正な原価に適正な利潤を加えたもので接続料を算定できることになっているので、適正な利潤が保証され、設備に関しての投資回収ができるという点で、投資インセンティブへの配慮はされていると思う。

**(事務局)**

ご指摘を踏まえて、意見に対する考え方1-5を修正する。

**(相田委員)**

今回の新しいルールについては、意見募集で特に反対はなかったもので、このルールに見直すことでいいと思う。

一方、ソフトバンクの、経過措置をとってほしいという意見に対し、考え方1-5では、ソフトバンクの提案は適切ではないという言い方をしているが、経過措置を設けるに値するかどうかについては明確に回答されてないように思う。

**(事務局)**

過去、第一種指定電気通信設備制度でLRICを導入した際に激変緩和のための経過措置を設けた例がある。LRICでは非効率性を排除した状態の接続料を算定するが、事業者が実際にそのような状態であるかは分からない。そのため、非効率性を排除した状態に合わせていくための猶予期間として、経過措置を設けた。

一方、第二種指定電気通信設備制度の接続料では、見直し前も見直し後も、実際にかかった費用を回収することになっているため、費用を取りはぐれることはない。新しいルールは、その算定方法を厳密化し、より適正な算定に近づけたものであるため、接続料は変動するかもしれないが、従前と同様費用を取りはぐれることはなく、本来的に経過措置が必要となるようなものではないと考えている。また、それを覆すに足る特殊な事情があるわけでもない。

以上のような説明を、考え方に追加することとしたい。

**(酒井委員)**

確か、第一種指定電気通信設備制度で、NTSコストに関する制度改正があった際も激変緩和措置を取ったように思う。

**(事務局)**

それもLRICでの算定であり、その際も、同様な考え方であったと考えている。

**(佐藤委員)**

制度を変える際に激変緩和措置を取って欲しいという意見はよくあるが、私は、本件は、速やかに制度を適用すべきと考えている。

かつて、第一種指定電気通信設備制度でLRICを導入した際は、事業者の人員などの実態を、非効率性を排除した状態に合わせていくための猶予として、経過措置を設けていたと思う。一方で、NTSコストのうち、FRT-GC間コストの基本料から接続料の付け替え

は、ユニバーサルサービス料の値上げを回避するために、NTS コストを基本料から接続料に付け替えたものであり、接続料が短期間に大きく値上がりすると、競争事業者に大きな負担となるので、影響を緩和するために、なだらかに移行させるための政策目的があったと思う。

**(佐藤委員)**

見直しのインパクトを見る上で、料金水準だけでなく、事業者間のトラヒックなどのデータを見せて欲しい。

**(事務局)**

報告を受けている携帯電話事業者ごとの総音声トラヒックについては、追って委員限りでご確認頂けるようにしたい。なお、携帯電話の音声トラヒックについては、携帯電話事業者間で発着するものが一番多かったように記憶している。

**(相田主査)**

来週1月27日に開催される電気通信事業部会において、考え方1-3、考え方1-5を修正した上で、当委員会の考え方を示し、報告したいと思う。

以上